

令和元年度 神戸市水防計画 新旧対照表

現行計画	修正水防計画																																																																																																																																				
<p><b>第3章 重要水防箇所</b></p> <p>重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。 市域のうち、水防活動上特に警戒を要する水防地区は次のとおりとする</p> <p>(1) 河川水防地区 (神戸市建設局)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">名 称</th> <th colspan="6">一・二級河川</th> <th colspan="2">準用、普通河川</th> </tr> <tr> <th colspan="2">水防上最も重要な箇所</th> <th colspan="2">次に重要な箇所</th> <th colspan="2">重要な箇所</th> <th colspan="2">重要な箇所</th> </tr> <tr> <th>箇所</th> <th>数量</th> <th>箇所</th> <th>数量</th> <th>箇所</th> <th>数量</th> <th>箇所</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">河川数</td> <td>左岸</td> <td>8</td> <td>13,404m</td> <td>19</td> <td>16,380m</td> <td rowspan="3">2</td> <td>2</td> <td>1,440m</td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>10</td> <td>13,914m</td> <td>20</td> <td>16,240m</td> <td>2</td> <td>1,440m</td> </tr> <tr> <td>工作物</td> <td>35</td> <td>-</td> <td>14</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>* 河川における重要水防箇所指定基準及び重要水防箇所一覧表 (神戸市地域防災計画防災データベース水防計画水防資料3-1)</p> <p>(2) 雨水幹線水防地区 (神戸市建設局)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>箇 所</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雨水幹線</td> <td>11</td> <td>2,560m</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 雨水幹線水防地区の選定基準及び雨水幹線水防地区一覧表 (神戸市地域防災計画防災データベース水防計画水防資料3-2)</p> <p>(3) 運河・海岸水防地区 (神戸市みなと総局・経済観光局、姫路河川国道事務所)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>重要水防区域</th> <th>危険な区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運河・海岸</td> <td>80,665m</td> <td>100m</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 運河・海岸水防地区の選定基準及び運河・海岸水防地区一覧表 (神戸市地域防災計画防災データベース水防計画水防資料3-3)</p> <p>(4) 重点整備ため池 (神戸市経済観光局)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>箇 所</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ため池</td> <td>16</td> <td>2,874m</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 重点整備ため池の選定基準及び重点整備ため池一覧表 (神戸市地域防災計画防災データベース水防計画水防資料4-2)</p>	名 称	一・二級河川						準用、普通河川		水防上最も重要な箇所		次に重要な箇所		重要な箇所		重要な箇所		箇所	数量	箇所	数量	箇所	数量	箇所	数量	河川数	左岸	8	13,404m	19	16,380m	2	2	1,440m	右岸	10	13,914m	20	16,240m	2	1,440m	工作物	35	-	14	-			名 称	箇 所	数 量	雨水幹線	11	2,560m	名 称	重要水防区域	危険な区域	運河・海岸	80,665m	100m	名 称	箇 所	数 量	ため池	16	2,874m	<p><b>第3章 重要水防箇所</b></p> <p>重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。 市域のうち、水防活動上特に警戒を要する水防地区は次のとおりとする</p> <p>(1) 河川水防地区 (神戸市建設局)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">名 称</th> <th colspan="6">一・二級河川</th> <th colspan="2">準用、普通河川</th> </tr> <tr> <th colspan="2">水防上最も重要な箇所</th> <th colspan="2">次に重要な箇所</th> <th colspan="2">重要な箇所</th> <th colspan="2">重要な箇所</th> </tr> <tr> <th>箇所</th> <th>数量</th> <th>箇所</th> <th>数量</th> <th>箇所</th> <th>数量</th> <th>箇所</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">河川数</td> <td>左岸</td> <td>8</td> <td>13,039m</td> <td>19</td> <td>16,380m</td> <td rowspan="3">2</td> <td>2</td> <td>1,440m</td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>10</td> <td>13,549m</td> <td>20</td> <td>16,240m</td> <td>2</td> <td>1,440m</td> </tr> <tr> <td>工作物</td> <td>31</td> <td>-</td> <td>14</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>* 河川における重要水防箇所指定基準及び重要水防箇所一覧表 (神戸市水防計画防災データベース水防資料1-1~1-5)</p> <p>(2) 雨水幹線水防地区 (神戸市建設局)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>箇 所</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雨水幹線</td> <td>11</td> <td>2,460m</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 雨水幹線水防地区の選定基準及び雨水幹線水防地区一覧表 (神戸市水防計画防災データベース水防資料2-1, 2-2)</p> <p>(3) 運河・海岸水防地区 (神戸市港湾局・経済観光局、姫路河川国道事務所)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>重要水防区域</th> <th>危険な区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運河・海岸</td> <td>80,665m</td> <td>100m</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 運河・海岸水防地区の選定基準及び運河・海岸水防地区一覧表 (神戸市水防計画防災データベース水防資料3-1, 3-2)</p> <p>(4) 重点整備ため池 (神戸市経済観光局)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>箇 所</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ため池</td> <td>14</td> <td>2,645m</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 重点整備ため池の選定基準及び重点整備ため池一覧表 (神戸市水防計画防災データベース水防資料4-1, 4-2)</p>	名 称	一・二級河川						準用、普通河川		水防上最も重要な箇所		次に重要な箇所		重要な箇所		重要な箇所		箇所	数量	箇所	数量	箇所	数量	箇所	数量	河川数	左岸	8	13,039m	19	16,380m	2	2	1,440m	右岸	10	13,549m	20	16,240m	2	1,440m	工作物	31	-	14	-			名 称	箇 所	数 量	雨水幹線	11	2,460m	名 称	重要水防区域	危険な区域	運河・海岸	80,665m	100m	名 称	箇 所	数 量	ため池	14	2,645m
名 称		一・二級河川						準用、普通河川																																																																																																																													
		水防上最も重要な箇所		次に重要な箇所		重要な箇所		重要な箇所																																																																																																																													
	箇所	数量	箇所	数量	箇所	数量	箇所	数量																																																																																																																													
河川数	左岸	8	13,404m	19	16,380m	2	2	1,440m																																																																																																																													
	右岸	10	13,914m	20	16,240m		2	1,440m																																																																																																																													
	工作物	35	-	14	-																																																																																																																																
名 称	箇 所	数 量																																																																																																																																			
雨水幹線	11	2,560m																																																																																																																																			
名 称	重要水防区域	危険な区域																																																																																																																																			
運河・海岸	80,665m	100m																																																																																																																																			
名 称	箇 所	数 量																																																																																																																																			
ため池	16	2,874m																																																																																																																																			
名 称	一・二級河川						準用、普通河川																																																																																																																														
	水防上最も重要な箇所		次に重要な箇所		重要な箇所		重要な箇所																																																																																																																														
	箇所	数量	箇所	数量	箇所	数量	箇所	数量																																																																																																																													
河川数	左岸	8	13,039m	19	16,380m	2	2	1,440m																																																																																																																													
	右岸	10	13,549m	20	16,240m		2	1,440m																																																																																																																													
	工作物	31	-	14	-																																																																																																																																
名 称	箇 所	数 量																																																																																																																																			
雨水幹線	11	2,460m																																																																																																																																			
名 称	重要水防区域	危険な区域																																																																																																																																			
運河・海岸	80,665m	100m																																																																																																																																			
名 称	箇 所	数 量																																																																																																																																			
ため池	14	2,645m																																																																																																																																			

現行計画

修正水防計画

第4章 予報及び警報

第4章 予報及び警報

4-1 気象庁が行う予報及び警報

4-1 気象庁が行う予報及び警報

気象庁が行う予報及び警報の種類、発表基準等については、「神戸市地域防災計画 風水害対策編 応急対応計画 第1章 警戒体制及び防災活動計画 1-1 警戒体制」に定めるとおりとする。

気象庁が行う予報及び警報の種類、発表基準等については、「神戸市地域防災計画 風水害対策編 応急対応計画 第1章 警戒体制及び防災活動計画 1-1 警戒体制」に定めるとおりとする。

4-2 水位周知河川における水位到達情報

4-2 水位周知河川における水位到達情報

水位周知河川は、洪水予報河川以外の河川のうち、兵庫県知事が指定する洪水により国民経済上重大または相当な損害を生じる恐れがある河川である。

水位周知河川は、洪水予報河川以外の河川のうち、兵庫県知事が指定する洪水により国民経済上重大または相当な損害を生じる恐れがある河川である。

兵庫県は、水位周知河川の水位が避難判断水位に達したとき、及び、特別警戒水位（氾濫危険水位）に達したときは、その旨を関係水防管理団体へ通知する。

兵庫県は、水位周知河川の水位が避難判断水位に達したとき、及び、特別警戒水位（氾濫危険水位）に達したときは、その旨を関係水防管理団体へ通知する。

(1) 対象河川

(1) 対象河川

- ・一級河川（1河川）  
淡河川
- ・二級河川（12河川）

- ・一級河川（1河川）  
淡河川
- ・二級河川（12河川）

武庫川、有馬川、高橋川、住吉川、石屋川、都賀川、新湊川、妙法寺川、福田川、山田川、明石川、伊川

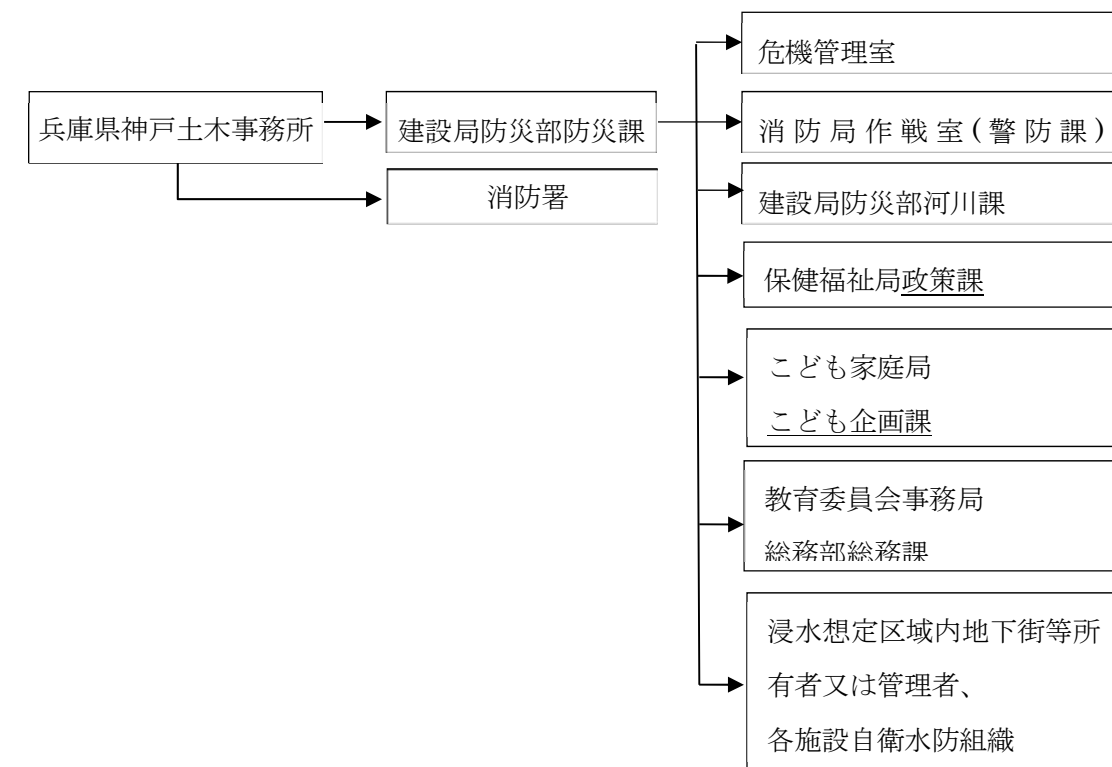
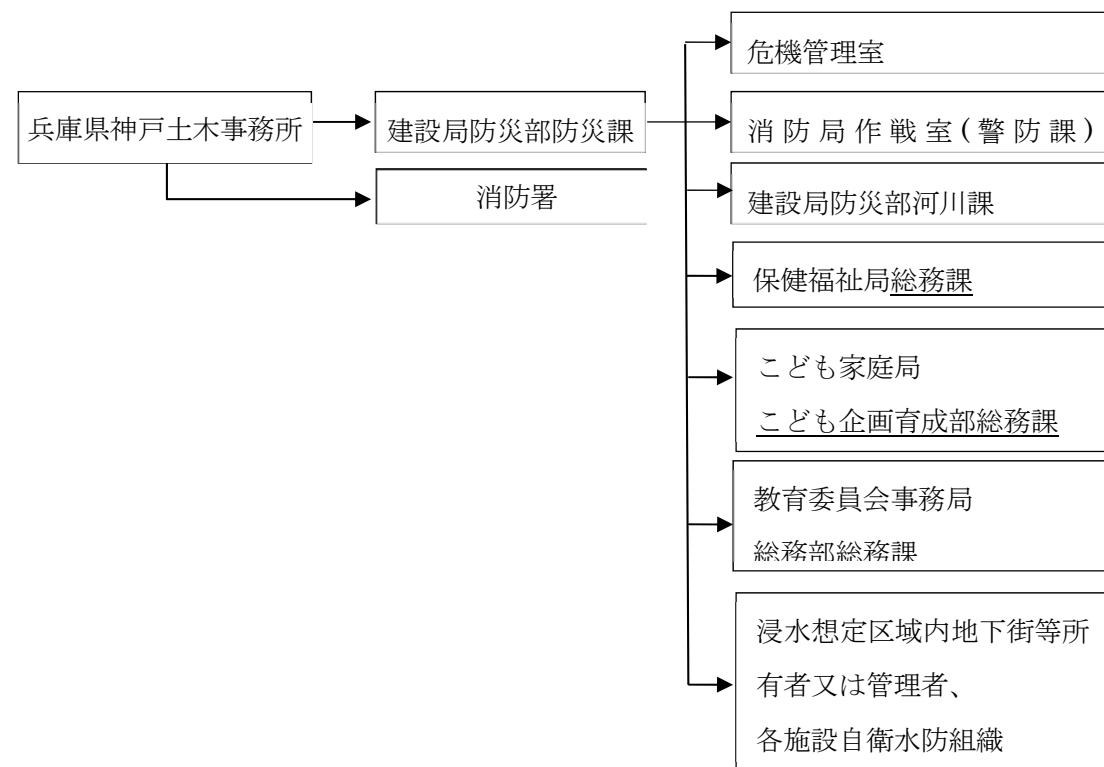
武庫川、有馬川、高橋川、住吉川、石屋川、都賀川、新湊川、妙法寺川、福田川、山田川、明石川、伊川

(2) 水位周知河川における水位情報の通知

(2) 水位周知河川における水位情報の通知

兵庫県神戸土木事務所は、管内に設置している量水標について、つぎの通り神戸市に水位を通知する。

兵庫県神戸土木事務所は、管内に設置している量水標について、つぎの通り神戸市に水位を通知する。



兵庫県神戸土木事務所所管量水標設置箇所及び氾濫注意水位等については「神戸市地域防災計画防災データベース風水害対策編応急資料 1-1-3」のとおりである。

兵庫県神戸土木事務所所管量水標設置箇所及び氾濫注意水位等については「神戸市地域防災計画防災データベース風水害対策編応急資料 1-1-6」のとおりである。

現行計画

4-3 水防警報

1. 水防警報

水防警報とは、兵庫県水防本部長(知事)が指定した河川または海岸について、洪水・津波または高潮等によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告することをいう。

2. 水防警報河川

(1) 洪水にかかる水防警報の対象河川は下記のとおり。

- ・一級河川 (1 河川)  
淡河川
- ・二級河川 (12 河川)  
武庫川、有馬川、高橋川、住吉川、石屋川、都賀川、新湊川、妙法寺川、福田川、山田川、明石川、伊川、

(2) 津波にかかる水防警報の対象河川は下記のとおり。(19 河川)

- 高橋川、天井川、住吉川、西瀬川、石屋川、高羽川、都賀川、西郷川、西谷川、生田川、鯉川、宇治川、新湊川、妙法寺川、千森川、一ノ谷川、塩屋谷川、福田川、山田川

3. 水防警報の種類

種 別	内 容
第 1 号 待 機	事態の推移に応じて、直ちに水防活動に出動できるよう待機させるもの
第 2 号 準 備	水防事態が発生すれば、直ちに水防活動ができる態勢を準備させるもの
第 3 号 出 動	水防活動に出動させるもの
第 4 号 解 除	水防活動を終了させるもの

4. 水防警報の発令

(1) 洪水発生時

兵庫県知事が水防警報を発する河川又は海岸について、神戸県民センター長は、基準量水標の水位が、下表に基づき神戸県民センター長が定める基準に達した場合は、速かに水防警報を発する。また、地震による堤防の漏水、沈下等により被害が予想される場合も速やかに水防警報を発する。  
なお、神戸土木事務所長は、その状況を所管区域内の水防管理者に急報する。

	標準的な発令基準
1号 (待機)	水位が水防団待機水位(通報水位)を上回ったとき
2号 (準備)	水位が神戸県民センターにおいて、水防警報第2号発令水位に達し、さらに水位が上昇するおそれがあるとき 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想される時
3号 (出動)	水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき 水防事態が切迫し、規模が大きくなると予想される時
4号 (解除)	水位が水防警報2号の発令基準水位を下回り、今後水位の上昇の見込みもなく、水防活動の必要がなくなったとき

注1)待機及び準備の2段階は省略することができる。

注2)水防警報を発表できない場合は、理由を付して関係者に通知する。

修正水防計画

4-3 水防警報

1. 水防警報

水防警報とは、兵庫県水防本部長(知事)が指定した河川または海岸について、洪水・津波または高潮等によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告することをいう。

2. 水防警報河川

(1) 洪水にかかる水防警報の対象河川は下記のとおり。

- ・一級河川 (1 河川)  
淡河川
- ・二級河川 (12 河川)  
武庫川、有馬川、高橋川、住吉川、石屋川、都賀川、新湊川、妙法寺川、福田川、山田川、明石川、伊川、

(2) 津波にかかる水防警報の対象河川は下記のとおり。(19 河川)

- 高橋川、天井川、住吉川、西瀬川、石屋川、高羽川、都賀川、西郷川、西谷川、生田川、鯉川、宇治川、新湊川、妙法寺川、千森川、一ノ谷川、塩屋谷川、福田川、山田川

3. 水防警報の種類

種 別	内 容
第 1 号 待 機	事態の推移に応じて、直ちに水防活動に出動できるよう待機させるもの
第 2 号 準 備	水防事態が発生すれば、直ちに水防活動ができる態勢を準備させるもの
第 3 号 出 動	水防活動に出動させるもの
第 4 号 解 除	水防活動を終了させるもの

4. 水防警報の発令

(1) 洪水発生時

兵庫県知事が水防警報を発する河川又は海岸について、神戸県民センター長は、基準量水標の水位が、下表に基づき神戸県民センター長が定める基準に達した場合は、速かに水防警報を発する。また、地震による堤防の漏水、沈下等により被害が予想される場合も速やかに水防警報を発する。  
なお、神戸土木事務所長は、その状況を所管区域内の水防管理者に急報する。

	標準的な発令基準
1号 (待機)	水位が水防団待機水位(通報水位)を上回り、さらに水位が上昇するおそれがあるとき
2号 (準備)	水位が神戸県民センターにおいて、水防警報第2号発令水位に達し、さらに水位が上昇するおそれがあるとき 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想される時
3号 (出動)	水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき 水防事態が切迫し、規模が大きくなると予想される時
4号 (解除)	水位が水防警報2号の発令基準水位を下回り、今後水位の上昇の見込みもなく、水防活動の必要がなくなったとき

注1)待機及び準備の2段階は省略することができる。

注2)水防警報を発表できない場合は、理由を付して関係者に通知する。

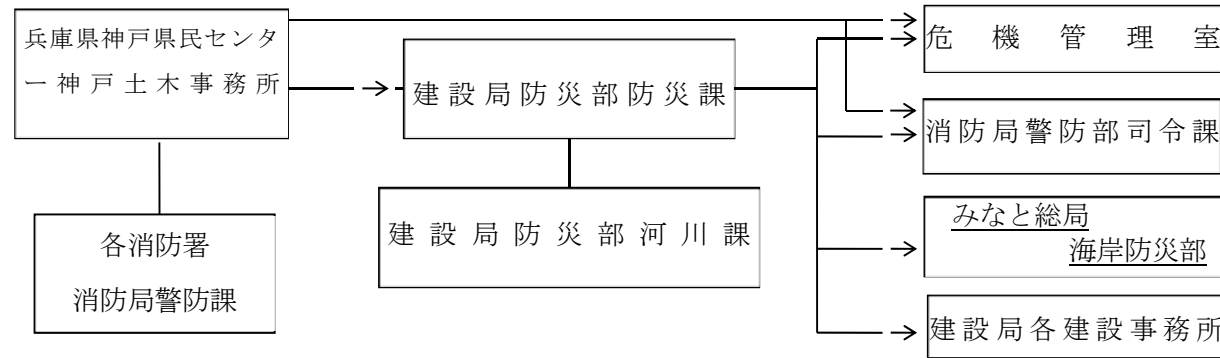
現行計画

(2) 津波発生時  
 津波による水防活動は緊急性を要することが想定される。  
 原因となる地震発生時から津波の来襲までに施設巡視・閉鎖を実施して災害の発生を未然に防止するため、速やかな出動が必要であることから、待機及び準備の2段階は省略するものとする。  
 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表があった時は、神戸県民センター長は速かに水防警報を発する。

	標準的な発令基準
3号(出動)	大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたとき。(自動発令)
4号(解除)	大津波警報・津波警報・津波注意報が解除され、水防活動の必要がなくなったとき。

5. 水防警報の伝達

建設局長(建設局防災部防災課長)は、FAXで関係機関に報告するとともに、報告を受けた各関係機関の長は、消防団等水防従事者に必要な措置を伝達する。



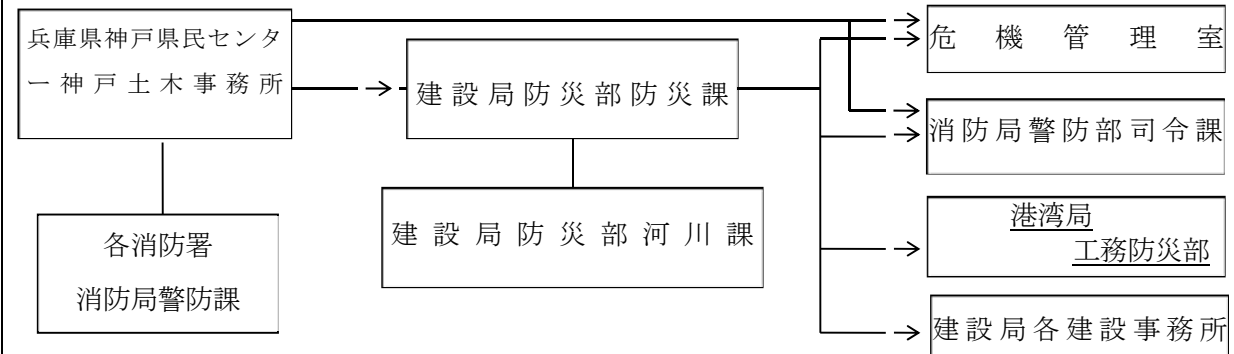
修正水防計画

(2) 津波発生時  
 津波による水防活動は緊急性を要することが想定される。  
 原因となる地震発生時から津波の来襲までに施設巡視・閉鎖を実施して災害の発生を未然に防止するため、速やかな出動が必要であることから、待機及び準備の2段階は省略するものとする。  
 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表があった時は、神戸県民センター長は速かに水防警報を発する。

	標準的な発令基準
3号(出動)	大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたとき。(自動発令)
4号(解除)	大津波警報・津波警報・津波注意報が解除され、水防活動の必要がなくなったとき。

5. 水防警報の伝達

建設局長(建設局防災部防災課長)は、FAXで関係機関に報告するとともに、報告を受けた各関係機関の長は、消防団等水防従事者に必要な措置を伝達する。

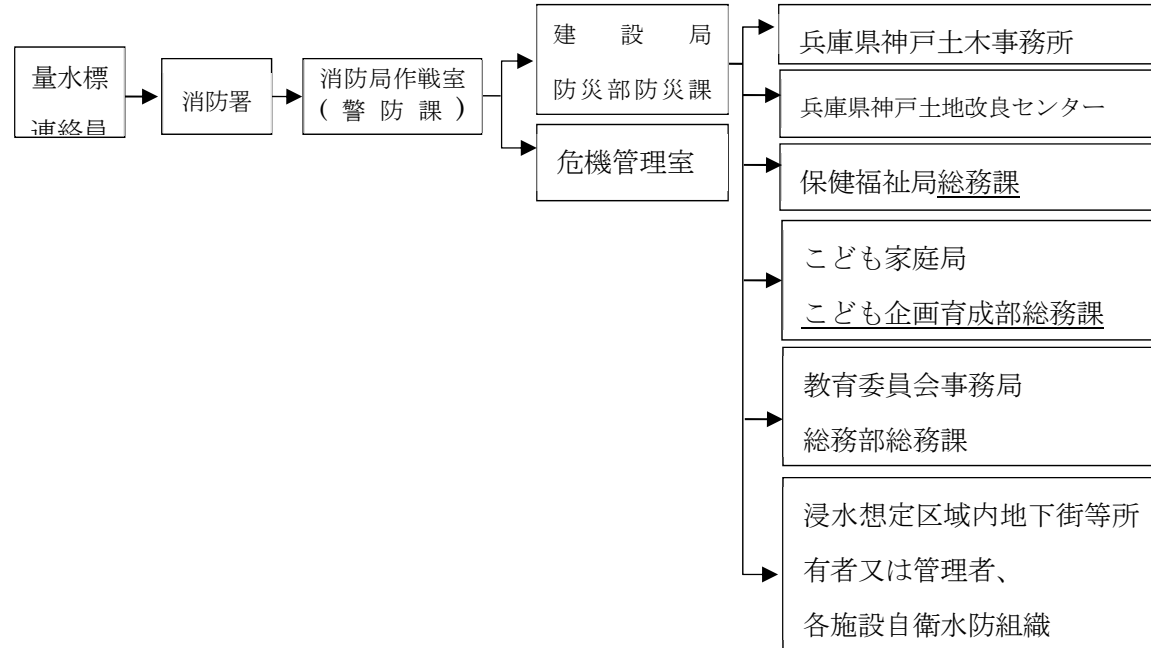


現行計画

第5章 水位等の観測、通報

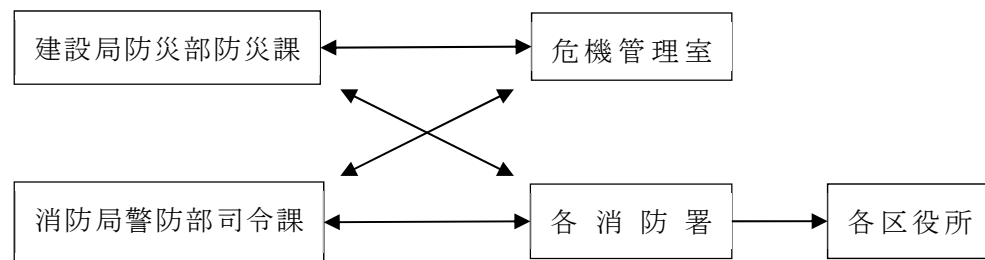
5-1 水位の観測、通報

量水標監視責任者（消防署長）はあらかじめ連絡員及び監視員を定め、監視員は量水標の監視にあたり、連絡員は水防団待機水位、または氾濫注意水位に達したとき、量水標監視責任者へ報告する。また、減衰したときも同様とする。



5-2 雨量の観測、通報

雨量観測所設置所管局は、降雨状況を把握し、相互に情報連絡し、関係先に通報する。



また、市及び関係機関が設置している雨量の観測所については「神戸市地域防災計画防災データベース風水害等対策編応急資料 1-1-2」のとおりである。

第6章 ダムの操作

ダムの連絡体制については、「神戸市地域防災計画 風水害対策編 応急対応計画 第1章 警戒体制及び防災活動計画 1-1 警戒体制」に定めるとおりとする。

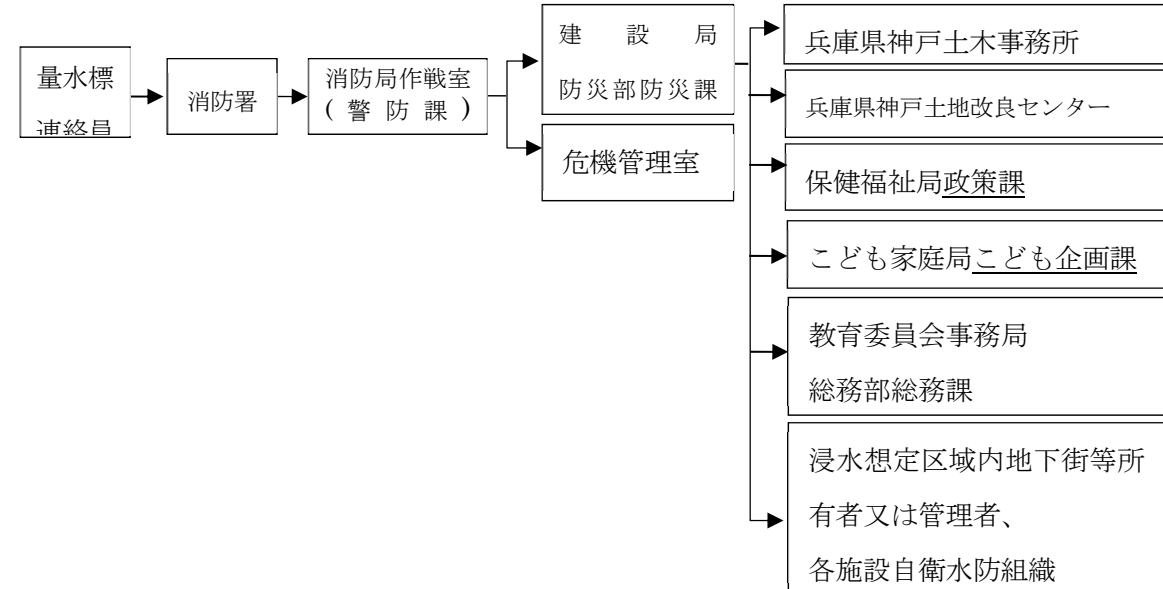
現行計画

修正水防計画

第5章 水位等の観測、通報

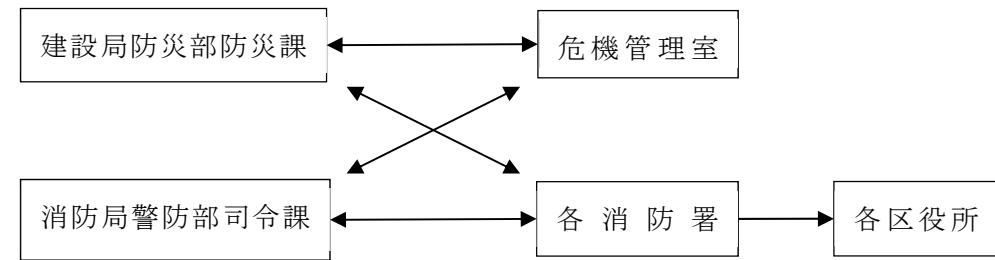
5-1 水位の観測、通報

量水標監視責任者（消防署長）はあらかじめ連絡員及び監視員を定め、監視員は量水標の監視にあたり、連絡員は水防団待機水位、または氾濫注意水位に達したとき、量水標監視責任者へ報告する。また、減衰したときも同様とする。



5-2 雨量の観測、通報

雨量観測所設置所管局は、降雨状況を把握し、相互に情報連絡し、関係先に通報する。



また、市及び関係機関が設置している雨量の観測所については「神戸市地域防災計画防災データベース風水害等対策編応急資料 1-1-2」のとおりである。

第6章 ダムの操作

ダムの連絡体制については、「神戸市地域防災計画 風水害対策編 応急対応計画 第1章 警戒体制及び防災活動計画 1-1 警戒体制」に定めるとおりとする。

修正水防計画

13-2 公用負担

1. 公用負担権限

法第 28 条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、消防団長または消防機関の長は、水防の現場において、次の権限を行使することができる。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木、その他の資材の使用
- ③ 土地、土石、竹木、その他の資材の収用
- ④ 車両、その他の運搬具または器具の使用
- ⑤ 工作物、その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は、上記①～④（③における収用を除く。）の権限を行使することができる。

2. 公用負担命令権限証

法第 28 条の規定により、公用負担を命じようとする水防管理者、消防団長または消防機関の長は、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、公用負担命令権限証を携帯し、必要ある場合にはこれを提示する。

3. 公用負担命令書

法第 28 条の規定により、公用負担の権限を行使しようとするときは、原則として次に示す公用負担命令書 2 通を作成して、その 1 通を目的物所有者、管理者またはこれに準ずる者に手渡さなければならない。

<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; margin-bottom: 5px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-left: 10px;">第〇号</div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">公用負担命令証</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">目的物 水防法第 28 条第 1 項により使用 (収用処分) する。 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">神戸市水防管理者 神戸市長 久元 喜造 印</p> <p style="margin-top: 10px;">〇 〇 様</p>	<p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">公用負担命令権限証</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">職名 氏名</p> <p style="margin-bottom: 10px;">上の者に〇〇区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使を委任した ことを証明する。 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">神戸市水防管理者 神戸市長 久元 喜造 印</p>
--	---

4. 損失補償

本市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

13-2 公用負担

1. 公用負担権限

法第 28 条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、消防団長または消防機関の長は、水防の現場において、次の権限を行使することができる。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木、その他の資材の使用
- ③ 土石、竹木、その他の資材の収用
- ④ 車両、その他の運搬具または器具の使用
- ⑤ 工作物、その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は、上記①～④（③における収用を除く。）の権限を行使することができる。

2. 公用負担命令権限証

法第 28 条の規定により、公用負担を命じようとする水防管理者、消防団長または消防機関の長は、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、公用負担命令権限証を携帯し、必要ある場合にはこれを提示する。

3. 公用負担命令書

法第 28 条の規定により、公用負担の権限を行使しようとするときは、原則として次に示す公用負担命令書 2 通を作成して、その 1 通を目的物所有者、管理者またはこれに準ずる者に手渡さなければならない。

<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; margin-bottom: 5px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-left: 10px;">第〇号</div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">公用負担命令証</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">目的物 水防法第 28 条第 1 項により使用 (収用処分) する。 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">神戸市水防管理者 神戸市長 久元 喜造 印</p> <p style="margin-top: 10px;">〇 〇 様</p>	<p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">公用負担命令権限証</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">職名 氏名</p> <p style="margin-bottom: 10px;">上の者に〇〇区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使を委任した ことを証明する。 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">神戸市水防管理者 神戸市長 久元 喜造 印</p>
--	---

4. 損失補償

本市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。